

2004年9月定例府議会で、9月30日、10月1日に日本共産党議員が行なった一般質問と答弁の概要を紹介します。

久守 一敏議員	.....	1 ページ
光永 敦彦議員	.....	5 ページ
前窪 義由紀議員	.....	10 ページ

**久守一敏**（日本共産党、京都市伏見区）

2004年9月30日

**京都交通問題** このままでは、地域住民の生活の足が守れない

**府の責任を果たし、地域の公共交通を守れ**

**【久守】** 日本共産党の久守一敏です。通告に基づき知事ならびに関係理事者にお伺いいたします。

まず、緊急の問題である京都交通の会社更生法申請問題に関連してお聞きします。

新聞報道は、京都交通が関係市町に示した路線再編案を伝えました。詳細は一部地域に触れているだけですが、宮津市からの全面撤退や多くの路線が「補助金の増額がなければ廃止・減便」という大変ショッキングなもので、沿線の住民は、「地域がこれからどうなるのか」「子供の通学、買物や病院に通う足はどうなるのか」と本当に心配しておられます。

知事は二月議会で、「生活交通の確保」と、「地方公共団体などに対する十分な情報提供と緊密な連携の確保」を管財人に要望したと答弁されましたが、今回の報道を見るかぎり、「生活交通の確保」とはかけ離れた内容ですし、「補助しなければ廃止」という姿勢は、とても「緊密な連携」がとれていたものとは思えません。

京都交通の沿線の多くが高齢化や過疎化の進んだ地域であり、住民の生活交通手段を確保しなければ、ことは地域の崩壊に直結します。府の責任は重大です。このまま推移すれば、府民の生活と密着した多くの路線が切り捨てられるのは明らかです。11月1日までに提出の「更生計画」によって、生活路線が切り捨てられることに対し、住民の足の確保に責任をもつ京都府としてどう対処されますか、お答えください。

次に、「府生活交通対策地域協議会」の「府中北部地域公共交通ネットワーク検討ワーキンググループ」がまとめた「今後のあり方の中間まとめ案」についてお聞きします。

「まとめ案」は、公共交通の役割を「地域の社会経済活動も支える重要な社会生活基盤」と位置づけた上で、行政、地域、住民、事業者、さらには社会全体で、公共交通の役割を適切に評価し、皆が知恵を出して、あり方を考え直し、「利用者」により便利で使いやすく、一層効率的・効果的な公共ネットワークの実現をめざすとしています。具体的には、乗合タクシーや地域などの自主運行バスも含めた新たな交通手段、パーツを含めた、地域の実態に応じた生活交通のネットワークを、今後、構築をするとなっています。

こうした計画の策定は、幅ひろい府民・利用者の参加による詳細な検討と、地域住民の「交通権」を保証するための国・府の責任、および財政的支援を抜きに実現できるものではありません。

そこでお聞きします。

まず、新たな府内の公共交通ネットワークを検討する場合、鉄道も含め全ての路線の現況と、市町村が取り組んでいる様々な努力を詳細に調査することが前提として必要になります。事業者まかせにせず、府が責任をもって公共交通の状況調査と府民の要求把握を改めて実施すべきではありませんか。お答えください。

まとめでは、「意欲的な行政」が「意欲的な住民」と協働し、「意欲的な事業者」による健全な競争の下に、ネットワークを構築するとしています。今、路線の存続が焦点になっている地域は、多かれ少なかれ過疎化、高齢化が進み、経済的にも大変な地域です。多様なパーツを取り入れたが、意欲的な住民の負担が大きすぎて疲れ果てしまっては意味がありません。

府内には美山町や京丹後の久美浜など、自治体と地域が困難な中でもネットワークを作ってきた先進例があります。これらのご苦労に学び、既存の地域を含め、地域の取り組みを支える木目細かい支援策を府と市町村が力をあわせて行うことが必要ではありませんか。いかがですか。

「まとめ案」は、新たなネットワーク作りの中心に、仮称「京都府中北部広域交通ネットワーク機構」を設けるとしていますが、「需要に応じた適切な交通確保」、「費用対効果」の名による安易な撤退や縮小、地域への押し付けを許さず、利用者の声を行き届け、需要の拡大を図るためにも、住民・利用者の代表の参加と、府と市町の積極的な関与が欠かせません。この点で、住民の移動の足を確保する事は、国と自治体の責務です。とりわけ全体を統轄する事の出来る府の役割発揮、責任は重大です。どのようにお考えですか。お示しください。

府民を元気付け、現状と展望を説明し、積極的に府民の意見を聞く手だてが担保される必要があると考えますが、いかがですか。

地方バス路線危機の根本原因は、国の自動車優先のモータリゼーション政策です。これまで、国や都道府県、市町村の補助金によって、最低限の生活路線を維持してきたのですが、国の補助の縮小、2002年からの「規制緩和」による不採算路線撤退の自由化などにより、府内各地のバス路線撤退が相次いでいます。今回の「京都交通」の問題も共通した問題です。

先進国の公共交通では、運賃収入の運行経費に占める割合は、アメリカ 43%、フランス 55%、ドイツ 60%と、路線を運賃だけで維持するのではなく、公的な支援の実施が前提となっています。日本でも欧米並みに公的支援を行えば、京都交通も含め多くのバス路線の経営維持をすることは可能です。

住民の交通権を保障するためにも、国が地域の交通路線維持に責任を負うことを求めることが必要です。

国に対し生活路線維持のための補助制度の抜本的な拡大強化を、実施するよう求めるべきです。いかがですか。

**【知事】**あくまで府民の生活の足を守る観点から、府及び関係市町が一丸となってこれまで真剣に対応協議してきた。本年6月には、ワーキンググループを設置し、公共交通ネットワークの今後のあり方について、議論を重ね、9月13日には、中間まとめをした。

一方、管財人が案を出しているが、これは、あくまで議論を始めるために出してきたもので、府としては、中間まとめをもとに、現在のバス路線をいかにあるべき姿に近づけるか、その中で、京都交通の役割をどう期待し、支援するのかを現在検討中。

この状況の中、新たな公共交通ネットワーク構築に向け、地域の実情に応じて市町において京都府と連携しながら路線ごとにカルテを作成し、すでにできる限りの実態把握をしている。

また、地域の取り組みについては、これまでから生活交通地域協議会やワーキング会議などを通じ、国とも連携して、市町村に先進事例の情報提供を行うと共に、市町村運営バスに加え、市町村が補助する地域独自の取り組みについても府が独自に支援し、更に、昨年からは調査検討費も補助対象としている。

中間とりまとめにおいては、住民が利用しやすい生活交通を新たに作りあげることが基本にしており、そのため、新たな組織を創設することを検討している。

一方、国に対しては、生活交通確保方策にかかる財政支援の拡充、及び、市町村が自主運行バスなどにより生活交通確保をする際の、一層の規制緩和について、この夏の政府予算要望において重点事項として位置づけた。

今後とも関係市町村と連携し、地域意見を十分にふまえ、地域住民の足の確保に全力をあげて取り組む。

**【久守・再質問】**京都交通は、11月1日に管財人が更生計画を出すということなんですが、ここでは、管財人そのものの役割は会社の負債をどう処分するか、今後の経営をどうやっていくかという部分について提案をするということですから、公共交通の役割を担いつつも、その基本路線は会社の存続にあるわけです。

こういった中で、本当に地元のみなさんにとっては、バスの足がなくなると言うことは、実際には11月

1日に提案をされる中で明らかになる可能性があるわけです。そういった部分に対して、京都府がはっきり住民の足を確保していく姿勢をどう示させるかが問題だと思っています。ぜひ、その点についていかが考えておられるのかお答え下さい。

**【知事】** 私どもは、あくまで、府民の生活の足を守る視点から、府および関係市町が一体となって協議しているところでありまして、これに、京都交通の管財人との協議も、そういう立場からどういう形で支援していくのか、また、どういう形で現在のバス路線をあるべき形にしていくのかを現在も協議してる。

## 相次ぐ「住宅ローン破産」、高まる府営住宅への期待 公営住宅の建設抑制する国の「公営住宅法」改悪に府は反対を

**【久守】** 次に公営住宅、およびPFIの導入について伺います。

公営住宅は、1996年の公営住宅法の大改悪以来、公営住宅予算が削減され、施設や居住条件の悪化、収入基準引き下げにより働き盛りの退去より居住者の高齢化など、深刻な事態に直面してきました。また、小泉内閣はその発足直後から、公共住宅については“その役割は終わった”とばかりに、住宅供給を市場まかせにする姿勢を強く打ち出し、こうした事態の悪化をいっそう加速させています。構造改革路線のもと、一昨年来、都市基盤整備公団と住宅金融公庫の改廃が行われたことに続き、次の通常国会にも公営住宅法のいっそうの改悪案が提案されようとしています。

いま小泉内閣が検討している改悪案とは一体どんなものか。それは、昨年9月、国土交通省が発表した「新たな住宅政策のあり方について」「公営住宅管理に関する研究会報告書」に明らかです。第一に、公営住宅の戸数をこれ以上大きくは増やさない、第二に、公営住宅の絶対数が足りないもとは、新たな入居者に対応するために、現在の居住者を退去させる。そのために、一層の収入基準の切り下げ、預貯金などの資産査定、期限を限定する定期借家制度の導入など、新たな居住者の追い出し策を検討しています。第三に、PFI導入をはじめ、公営住宅を市場の活性化のため企業の儲けに活用するというとんでもないものです。また、政府は、来年度が終了年度となる第8期住宅建設5カ年計画にあわせ、この公営住宅法の改悪を急ぐとしていますが、この背景には国交省の提言の3ヵ月前に発表された「住宅投資の経済効果は大きい」「今後、住宅政策を国家戦略に位置づける」とする日本経団連の方針があることは明白です。

この間、私どもへの相談でも、「公営住宅に入れなければ、ホームレスになるしかない」など、府民の現状は、まさに生活の「崖っぷち」に立たされていると言っても過言ではありません。人間にふさわしい住まいは、安心して生きる基盤であり、国際的にも確認されている人権でもあります。国や地方自治体が住まいの確保に責任を果たすことは当然の責務であり、これ以上の公共住宅政策からの後退を絶対に許すわけにはいきません。こうした立場から、いくつか伺います。

まず小泉内閣が言う「住宅ストック数は充足している」、だから住宅政策の重点を「新規供給から、ストックの再生に移す」という基本認識についてです。これは京都府の「住宅基本計画」でも採用されている考え方ですが、この結果、1996年の公営住宅法の改悪以降の十年間、全国的に公営住宅の新規建設は建替えをのぞき八割も削減されました。京都府の新規建設もそれ以前の約4割にまで落ち込み、2001年以降はゼロです。その結果、住宅総数に占める公営住宅比率は、全国平均が4.6%と低いのですが、京都府は3.8%とさらに低水準となっています。厳しい不況のなか、若い世帯の「定住の場がほしい」「安心して子育てができる場所」という願いが奪われているばかりか、働き盛りの世代もたいへんです。2002年にはついに、勤労者世帯の可処分所得に占める住宅ローンの割合が初めて20%を超え、その負担は大変です。

「住宅ローン破産」が急増し、小さな子どもを巻き込んでの一家離散も後を絶ちません。一方で、国が発行する「過疎対策の現況」では、人口がふえている市町村の要因は、「公営住宅などの住宅整備」が63%で、断然のトップです。安心して入居できる公営住宅建設の重要性は言うまでもありません。

知事、いまこそ、公営住宅抑制の政策を転換せよと国に働きかけるべきではありませんか。いかがですか。

また、府の「住宅基本計画」では、公営住宅の今日的役割として、第一に低所得者層への対策、第二に若者定住、福祉施策との連携を視野に入れた政策展開が掲げられていますが、計画策定後の状況はどうなっていますか。この際、市町村任せにせず、若者定住、福祉対策も視野に入れた府営住宅の計画的建設の方針を明確にすべきではありませんか。あわせてお答えください。

**【土木建築部長】** 府内の住宅需要が全体として充足される中、公営住宅についても、量から質への転換が求められており、今後とも、既存ストックの有効活用を基本に国の施策と連携しながら、事業主体である府、市町村がしっかりと住民ニーズを把握し、的確に整備することが重要と認識している。

住宅戸数に占める公営住宅の割合は、全国、近畿のいずれにおいても京都府は中位にある。

京都府住宅基本計画策定後の取り組みは、第一に低所得者等、真に住宅に困窮している方々が円滑に入居できるよう所得に応じた低廉な家賃の設定、特別賃貸住宅の活用、高額所得者対策などの管理の適正化にも取り組んだ。

また、高齢化などに対応するため、既存の団地においても、手すりの設置や段差解消に加え、エレベーターを設置しバリアフリー化に取り組んでいる他、今年度からは、障害者、母子世帯に加え、DV被害世帯の優先入居も開始するなど、福祉施策との連携も進めている。

若年者定住対策などの政策的課題については、地域のまちづくりと深く関わっていることから、市町村が中心となって取り組まれるものと考えており、府としても、役割分担をふまえ支援したいと考える。

## 「住民のため」から「民間企業の利益のため」に変質させるもの 府営住宅（舞鶴市常）の立て替えへのPFI方式導入は中止を！

**【久守】** 関連して、公営住宅の建て替えをめぐる、PFIの導入について伺います。

PFIは、「民間主導の公共事業」とも言われ、財政の効率化を理由に公共の事業を民間事業者にゆだねる手法であり、舞鶴での府営住宅建設にこの手法が導入されようとしています。

PFI事業は、「企画」から「設計」「建設」「維持管理」「運営」まで一括して長期事業契約を交わすものであり、現時点では全国的な先行例も施設等の建設の段階ですが、現状で考えられる問題点について知事に伺います。

まず、PFIの導入そのものについてです。PFIは、「骨太方針」でも「都市再生プロジェクト」でもたびたび強調されている小泉構造改革路線の柱の一つであり、「官民の役割分担の見直し」「官業の民営化」を体現したものです。その意味で、公共事業の実施方式を少しかえるというレベルの話でなく、「公共事業改革」に名を借りた新たな大企業戦略の一つです。

PFI事業では、従来なら公共の手にゆだねられていた公共施設等の整備、維持管理、運営を民間事業者が実施する、また、従来は民間事業とされていたものでも特定事業の選定を受ければ、その施設等の整備、維持管理、運営を公共事業として民間事業者が実施できる。そのために国は規制を緩和し、国と地方自治体が土地使用やあらゆる支援措置をとることによって民間事業者の収益確保を支えるという構造です。現在はハコモノ中心ですが、今後はこのPFIと指定管理者制度が連動し、公共部門への全面展開が予測されます。だからこそ、舞鶴の府営住宅建設の説明会にも建設関連はもとより、金融資本や大手電気・ガス会社等も含め約70社が参加するという状況です。

そもそも舞鶴常の府営住宅建替事業については、平成14年に府が行った事業の事前評価で、「民間資金を活用する方法として、PFI方式が考えられるが、本事業は居住者に計画内容、建設時期等を説明済みで、仮住宅移転についても協議が整っており、代替案の採用は困難である」とPFI方式は採用しないという結論がすでに出ていた案件です。それを覆し、何が何でもPFIを導入し、民間にもうけの場を提供するというのが今回のやり方です。

そこで知事に伺います。「常団地にかかる京都府のPFI実施方針」には、PFIで事業を行えば、「民間の優れた能力」で、「良質なサービスが提供」でき、「周辺環境との調和」がはかられ、「建築デザイン」もすばらしく、「地域経済が活性化する」と書いてありますが、「民間」ではできて「公共」ではできない根拠を知事は明らかにできますか。いかがですか。

PFI導入で6%程度の「コスト削減」と言いますが、これも公共では出来ないというものではありません。談合防止のための入札制度改革にまじめに取り組んでいる自治体の平均落札率は二割程度下がっており、実際にはこの方が効果大なのです。

また、「PFI実施指針」では、「付帯事業」として、コンビニやレンタルショップ、ファーストフード店のサービス提供まで可能されていますが、ここまでして民間のもうけの場を提供する必要があるのですか。そもそも知事は、自治体の公的責任が後退し、「住民利益のため」という公共のモノサシが「民間事業者の利益のため」という市場のモノサシにとって変わることについてどうお考えですか。お答えください。

また、PFI事業に対する住民チェックの仕組みは、現行法上、不十分です。舞鶴の府営住宅でもプロポーザル方式をとっていますが、それを審査する仕組みから住民代表は排除されています。住民の意見や要求の反映といった民主的手続き、住民自治はどう担保されるのですか。具体的には、選考委員会の公正さを確保するための住民参加、選考委員会の議事の公表、住民チェックの仕組みを作るべきと考えますが、いかがですか。

さらに、「公共」にふさわしいサービス水準をどう確保するかという点です。内閣府の「PFI事業実施プロセスに関するガイドライン」では、「公共事業施設等の管理者」が「公共サービスの水準」を監視でき、

その監視の結果について、「住民等に公開することが望ましい」としてはいますが、これはPFI事業者の「利害を害するおそれ」がある場合は「除外して公表する」ということになっています。住民への徹底した情報公開と住民監視による公共サービスの質の向上について京都府はどう担保されますか。

関連して、PFI導入による地元中小建設業者、工務店などへの影響の問題です。PFIのうまみは「事業全体を取り仕切る」ところにあります。建設から維持管理までの一括発注、さらに詳細なリスク管理などの膨大な契約書の作成が要求され、資金力、企画力、技術力で不利な中小業者は実質的に排除されてしまいます。たとえグループの一員として下請けに参加できても、一律的に建設費や維持管理費の厳しい縮減が求められることは必至です。府がPRする「地元経済、雇用効果」もまったくの期待薄です。

PFIは、公共事業の浪費への国民の批判をかわしつつ、どう公共事業を推進するのか、その新たな民活方式として編み出された手法であり、大手企業しか受注できない仕組みを作ることによって地元中小企業の仕事をうばうことに本質があります。この中小企業排除の弊害は、実は、PFI法を提案した当事者が「そこがPFI事業を進めていく上での、一番の課題」と国会で答弁しています。中小企業いじめのPFI導入はこの際、中止すべきと考えますが、知事いかがですか。お答えください。

以上で私の質問を終わります。ご静聴ありがとうございました。

**【出納管理局長】** 府営住宅常団地へのPFI導入についてだが、PFI事業は、すべてを公共でという前提に立たず、民間の創意工夫によりコストの縮減が見込め、効率的で良質な維持管理がはかれる場合にしっかりと手順を踏んで説明しながら進めようとするもので、本事業でも十分な効果があると判断したことから導入の手続きを進めているもの。

また、主体企業については、入居者の利便向上に寄与するサービスが継承でき、かつ、効果的な主体企業の取り組みにより、管理コストの低減も期待できるものであり、今回、建替え事業を進めるにあたっては、入居者や地元住民と協議を行う中で、その意見を反映させ進めてきたもの。PFIにおいても、事業内容や事業者選定基準などを公開し、その方向も公開するとともに、事業者選考についても、落札者だけでなく応募者全員の評価結果を公開するなど透明性を確保して進める予定。

施設完成後のサービス水準の監視については事業者には定期的な報告義務を課すると共に、入居者からの意見に基づく監視を実施し、その結果を原則的に公開することとしている。

今回のPFI事業については、事業者には地元企業を含めることを条件とするなど地域振興、地元雇用などにも配慮しており、適切に実施したいと考える。

**【久守・再質問】** 入札の問題などについて今、答弁をいただいたわけですが、公正・民主と、中小企業の景気の確保という問題も含めて考えますと、今までの入札制度そのものを根本的に変えるようなやり方ではないかというように思うのですが、この制度そのものについてはどうお考えですか。

**【出納管理局長】** PFIは、事業に一定の効果があることを期待し、新しい事業手法として導入するものであります。

**光永 敦彦**(日本共産党、京都市左京区)

2004年9月30日

日本共産党の光永敦彦です。通告に基づき、知事ならびに関係理事者に質問いたします。

## 難病の小児患者を持つ家族とそのサポート組織への支援措置の具体化を

**【光永】** まず、難病の子どもの家族支援について伺います。

私の地元、左京区に「ファミリールームからんこえ」があります。小さな子どもたちを支える家族の経済的・精神的な負担を減らしたいと、今年4月にオープンしました。もともと、脳腫瘍のため今年7月に他界されたお子さんのご両親が部屋を提供され、運営は、胆道閉鎖症で病院に入院された子をもつ川本さんという方たちで行われています。入院時、遠方からこられているお母さんたちに「短期賃貸マンションを借りたら月12万円もかかった」とか、「子どもの近くにいるために、泊まれる場所がないのでしょうか」と尋ねられたことから、運営に携わっておられます。

先日、この「ファミリールームからんこえ」に伺いました。冷蔵庫や食器、布団まであり、4月開設以

来、福岡や高知、北海道など申し込みがあいつぎ、利用者は「気遣って下さる人がいることにとっても感謝しました。正直、家にいるようで、本当におちつきました」「入院してから1ヵ月半ぶりの外泊でホッとしています。元気になってまた、家族と一緒に暮らせるまで頑張ります」などの声で溢れていました。「社会の役に立てるのが幸せ。そんな気持ちで頑張っています」と述べられた川本さんの言葉が私は大変印象的でした。

また、同じく左京区に、難病家族と付き添い家族を支援するボランティア組織「きょうとさぼーとハウス」が発足しました。100万人に1人か2人といわれる「原発性肺高血圧症」と診断され、わずか3ヶ月の短い命を閉じた長男のご両親が、「難病の子どもたちと、その家族に少しでも心休まる時間を持って欲しい」という思いで、私財を投げ打って開設されたのです。宿泊されている方にお会いしたところ「心がへこみます。でも、この家に来て、親切にして貰って落ち着いています」とおっしゃいました。

このように、実費程度で宿泊でき、なおかつサポート体制もある「第二の自分の家」として家族に安らぎを与えています。しかし、ボランティアで支えられており、運営は非常に不安定です。「布団のクリーニング代や水光熱費を捻出するのが精一杯」「減免制度などできないでしょうか」という声も出されています。調べてみますと、こうした難病の子どもの家族を支援するための宿泊施設は、全国に64団体85施設があるといわれ、少しずつ増えていることはたいへん喜ばしい限りです。そこで伺います。こうした支援のための施設について、運営の実績、ノウハウなどがまだまだ未確立で、ご苦労もたいへん多いことから、京都府として関係者から直接要望を聞く場をもち、負担軽減制度などを含めた対応の検討をはじめはいいかがですか。

さて、大阪には府立母子医療総合センターの敷地内に「慢性疾患児家族等宿泊施設」があります。ここは、家族が宿泊でき、遠方から外来に来られる方の前泊、さらに外泊許可が出された子どもが遠方の実家に帰るのが体力的にも金銭的にも大変な場合、親と子が一緒に宿泊できるなど、フレキシブルな対応がされています。5室ある利用は平均70%以上で、県外の方も多く利用されています。また、兵庫県立子ども病院にも「ファミリーハウス」があり、平成15年度利用率は90.8%で、京都の方も8人利用されています。いずれも、病院が窓口となって、ワンストップサービスで宿泊の手配がされているのが特徴です。

平成10年12月11日、当時厚生省の「慢性疾患児家族宿泊施設整備事業の実施について」とする通知には「先端医療を行う医療機関は、…遠隔地から多数の子どもが受診に来ており、付き添い家族は長期間の滞在を余儀なくされている。家族の経済的負担を軽減するとともに、入院児童の情緒不安を解消するため、家族が宿泊し、子どもとの親子のふれあいができる部屋を医療機関等に整備する」とあります。これをうけて、本府の2つの民間病院を含む全国で40カ所の施設整備が実施されました。ところが、残念ながらこの国の制度は、平成10年度かぎりの単年度予算となってしまいました。

本府には、京都府立医科大学附属病院をはじめ、小児科および子どもの難病などに対応する医療機関があります。府立医科大学附属病院の場合、小児科全体で平均在院日数は平成15年度14.5日、小児心臓血管外科は、府北部からもこられますし、府外の患者は50%近くとなっています。現在、子ども病院は原則付き添いが認められていないので、家族は自力でホテルなどを探し宿泊されています。「病院として具体的な対応はできていない」「ファミリールームがあれば殺到するでしょうね」とのお話を伺いました。今回明らかにされている外来診療棟整備計画に、小児医療センターの整備がのべられ、記者会見で知事は「家族の支援施設とか、こういうものを整備して、本当にお子さんが安心して入院治療を受けられる体制をつくっていく」と述べられておられます。少なくとも大阪や兵庫をはじめ、全国の例にならぬ、ご苦労されている家族の支援施設にふさわしいものを検討すべきですが、いかがですか。また、当面、府立医大附属病院として、子どもの家族の実情を把握すること、付き添い家族が近くで安心して過ごせる場の情報提供と連携をとってはどうか。お答えください。

**【保健福祉部長】** 難病の小児患者支援施設については、全国的には難病の子どもや家族のため宿泊施設の設置が医療機関を中心として民間団体等で進められており、府においても現時点では4カ所、うち3カ所は医療機関において設置されているものと承知している。このうち、府立医大附属病院においては、先天性心疾患や白血病など難病の小児患者に対する高度な治療を行っており、付き添いを希望される家族もいることから、子ども病院において、家族が宿泊するための家族控室を男性用、女性用、それぞれ一室整備して対応しており、また病院外で宿泊を希望する家族に対しては宿泊施設の紹介を行うなど、相談に応じている。さらに、今回、整備する小児医療センターでは、各診療科に混在する入院治療を一元化し小児一人ひとりに対して高度な治療を実施するなど治療環境を整えることとしており、家族控室、相談室など家族支援施設を大幅に拡充し、患者を支える家族にも配慮した施設なりを検討している。

難病の子どもへの民間支援施設については、取り組みが始まったばかりであり、今後、よく実情の把握に努めたい。

**【光永・要望】** 難病の子どもの家族支援については、今後、府立医大病院の小児医療センターが整備されると聞いているが、いざ施設がオープンしたら、そこに畳の部屋一つだけあって複数の家族が寝なければならぬと、こういうことにならないように、しっかりと整備していただきたい。これは要望しておく。

## 亀岡市大井町南金岐への産廃焼却施設の設置を認めるな

**【光永】** 次に、産業廃棄物の中間処理施設の建設について伺います。

平成14年12月、亀岡市の大井工業団地内に産業廃棄物処理施設建設計画が発表されました。地元にとってはまさに寝耳に水。平成15年1月に、地元南金岐区、南金岐土地改良区およびコープ南金岐で、「進出断固反対」の表明がなされ、2月には並河区、南金岐区、隣接企業で「第一回反対署名活動」が始まりました。同年4月には大井町全体の「産業廃棄物処理施設設置反対委員会」が設置され、取り組まれた署名は大井町民のうち69.6%、隣接企業33社から集まり、亀岡市長と京都府南丹保健所長あてに提出されたことは、ご承知のとおりです。

私も建設予定地を見て、地元の皆さん方からもお話を伺ってまいりました。また、現在業者から明らかにされている資料をみまして、私はいくつかの重大な問題があると言わざるを得ません。

その第一は、施設のあり方についてです。予定地はわずか2230平米の中に、焼却施設、汚泥乾燥施設、粉碎施設、発砲スチロール減容機、凝集沈殿処理装置、中和処理機などで、受け入れ対象物は、廃プラスチック、医療系廃棄物、汚泥、動植物残渣、廃油、灰酸、灰アルカリをはじめ、ありとあらゆる産業廃棄物を対象にしています。これだけの広さにすべてを対象とするような施設建設が果たして可能でしょうか。しかも焼却施設をもつことで、塩化ビニール系、プラスチック類の焼却によるダイオキシンの発生、廃プラスチック類からの環境ホルモンの影響が心配されます。

第二は、そもそもこの工業団地造成時の企業誘致目的と合致しているのかという問題です。大井工業団地設立当初、工業団地の誘致企業選定の条件として、公害の少ないクリーンなハイテク企業の誘致をすることを亀岡市と相談しながら進めてこられました。設立当初、工業団地に生コン会社が入ろうとした時、ダンプカーが走るため周辺環境に配慮して、断られた経過もあるようです。現在、工業団地内立地企業27社のうち、食品関連会社も存立しています。そのため産廃施設が工業団地内にできることが、優良企業が撤退する可能性も否定できません。全国では、ひとつの産廃施設が参入することで、連鎖的に産業廃棄物施設が工業団地に進出した事例が各地にうまれていることから十分予想されます。

第三は、立地条件についてです。

建設予定地の500メートル以内に南桑中学校があり、その周辺には太田保育園をはじめ、住宅隣接地です。周辺を医療系廃棄物などを積載したトラックが行き来することは、住民にとっては大きな不安です。また、計画案では、排水は一切出さないとされていますが、廃酸・廃アルカリを中和させた排水を焼却し水蒸気としてとして大気中に拡散することになります。亀岡市は霧で有名な盆地で大気中に逆転層が生まれます。この逆転層の下層に排煙が溜まってしまい、亀岡市全体の環境に大きな影響をおよぼす可能性があります。

こうした点から、常識的に考えるなら亀岡盆地の真ん中にある大井工業団地内に中間処理施設を設置することは、ありえない話です。

先日、亀岡市議会で、産業廃棄物処理施設設置反対委員会の「断固反対」表明をうけ、我が党議員の質問に市長が「地元同意を得た上で進められるべきもの」と考える。許可権限のある京都府と連携して対応していきたい」という趣旨の答弁をされておられます。これは当然のことです。ところが京都府は「届出されたら申請はうけつけざるを得ない」「地元合意は法的には必要ない」と形式的対応にとどまっています。しかし、全国では届出がされた以降でも住民の合意ができずに承認されなかった事例はいくつもあります。京都市議会では、住宅密集地に中間処理施設が建設されようとする計画に、多くの周辺住民の反対によって、法的には建設できる地域であっても、建設反対の請願が採択されたことは、みなさんご承知のとおりです。先日、工業団地のある会社の代表取締役社長にお話を伺いましたが、「工場を建てる時、亀岡市から絶対に公害を出すようなことやめて欲しいと言われた」「食品を扱っているので、イメージが心配。やめてほしい」と述べられました。

産業廃棄物中間処理施設建設に係る許可権限を有する京都府知事として、住民の安心と安全を最優先する立場に立たれるのなら、こうした不適切な場所であり、ましてや地元住民の反対がある以上、設置を認めるべきでないと考えますがいかがですか、お答えください。

**【企画環境部長】** 産業廃棄物処理施設の設置にあたっては、廃棄物処理法により施設の安全性の確認や排出基準などに基づく審査に加え、生活環境影響調査も必須となっており、生活環境保全上の見地から関係市町村あるいは利害関係者の意見を求めた上で、大気汚染、騒音、悪臭等にかかる学識経験者の意見をも

お聞きし、自然環境に悪影響がないことを確認することとなっている。さらに、本府では、地域の皆さんの理解が大切と考えており、本件についても事業者に対し、地元で事業計画を十分に説明し理解を得るように指導している。今後とも、産業廃棄物処理施設の許可にあたっては、これらの手続きを的確に行いたい。

## 事務・事業のアウトソーシングについて

**【光永】**次に事務・事業のアウトソーシングについて伺います。

PFI法にはじまり、構造改革特区法、地方独立行政法人法、指定管理者制度の導入を含んだ地方自治法の改正など、この数年で相次いで成立した法律は、「地方分権」「自治体構造改革」の名のもとですすめられてきました。補完性の原理、NPM理論を背景に作られた「総合規制改革会議」は、2003年の第三次答申で「公共サービスの民間解放の促進」に焦点をあて、「PFI、指定管理者制度の活用促進、公共サービスのアウトソーシングの推進などをすすめる」と提言しました。日本経団連の2004年版「経営労働政策委員会報告」は、「行政においては、規制緩和を通じて行政サービスを民間に解放し、この分野の膨大な潜在的需要を顕在化させ」と、自治体の市場化を大企業のビジネスチャンスと位置づけるなど、「どれだけ儲かるか」という観点から考えていることは明らかです。他方で、小泉内閣の「三位一体改革」により地方の切り捨てが行われる中、地方自治体の税財源が圧迫され、財政的視点から「構造改革」に走るという状況も広がってきました。こうしたもて整備されてきたのが自治体の事務・事業のアウトソーシングと、そのツールとしての指定管理者制度や地方独立行政法人などです。

東京・三鷹市では、アウトソーシングの先取りとして、市立保育園の運営が株式会社ベネッセコーポレーションに委託されました。園長や主任など正規職員は一年の契約社員として雇い、年収約200万円。それ以外はアルバイト、パートで社会保険もないという状況です。委託も5年程度をめどに実施されています。効率化の結果、保育士のこうした労働条件の上に保育が行われることは、保育の質がまさに問われることとなります。

指定管理者制度や独立行政法人化をはじめ、本府がアウトソーシングによって進められようとしている事態は、地方自治法第1条の2、「地方公共団体は、住民の福祉の増進を図ることを基本として、地域における行政を自主的かつ総合的に実施する役割を広く担うものとする」という、住民の福祉の向上や人権の保障などの公共性の放棄につながると考えますが、いかがですか。

さて、滋賀県では、本年2月定例会で地方分権推進対策特別委員会から報告がされました。そこでは、障害児を対象とした入所施設について、「事業の性質上、負担金および事業収益の増大化、あるいは第三者評価による経済性、効率性の追求にはなじまず、入所者へのマンツーマンでの支援が欠かせないことから、人員削減等による効率化はサービス水準の低下のおそれ」があるとし、「現状を維持すべき」との報告が出されています。このように公立大学や医療施設をはじめ、行政機関は、一律に経済性・採算性で図ることがそもそもなじまないものです。

## 経営手法の導入で、行政の公的責任を投げ捨てることは許されない

**【光永】**ところが、本府が先ごろ発表した「京都府経営改革プラン（仮称）検討素案」では、「行政の運営手法を根本的に見直し、行財政体質の構造改革が必要」とのべ、骨子には、「経営改革の視点」として、「集中と選択による施策の重点化」「府民・民間企業・市町村との役割分担と協働」など、これまでの量的減量のみならず、アウトソーシングで、行政の経営改革を本格的にすすめる方向が述べられています。その矢面に立たされたのが、まず洛東病院ではないでしょうか。経済性、効率性がなじまないものにこの方向をすすめることは、地方自治の根本をゆがめ、行政の公的役割を投げ捨て、京都府を変質させるものではないでしょうか。いかがですか、お答え下さい。

さて、本年四月に全国で始めて設置された秋田県の公立大学法人「国際教養大学」は中期目標の中の「業務運営の改善及び効率化に関する目標」で、「教職員の業績評価を処遇に反映させ」とし、「財務内容の改善に関する目標」では、「人員配置を必要最小限として、徹底した業務の合理化をはかり、経費の節減を図る」となっています。結局、経費削減が大きな目標となり、研究者の地位や身分が不安定になるなど、学術の条件が貧困になる可能性があります。まさに、大学の自治と学問の自由を傷つけることにつながるのではないのでしょうか。

本府では、昨年3月に「府立の大学あり方懇話会」による提言、そして、本年6月には21世紀の府立の大学検討会議による「府立の大学改革の基本方向」が出されました。その文書には、「府立の大学の発展

にむけて全力で取り組んでいく」ことが述べられています。そこで、あらためて府立大学および府立医科大学のこれまでの果たしてきた役割について、どう評価されているのかお聞かせください。

この「基本方向」には、高度な教育研究の視点、学生の視点、府民の視点など改革の視点が示され、教育研究の方向や地域貢献の方向のフレームが述べられています。ところが、組織・運営の方向となると、「公立大学法人制度の導入、連携・統合等の具体的検討」と、まず、法人化ありきと受け止められるものとなっています。私は2月定例会で、地方独立行政法人法にかかわって、府立両大学について質問し、知事は「経営目標を明確にし、その運営を効率化して、できる限り税金を有効に使うことを考えるのは、私はこれは当然のことではないかというふうに考えております」と答弁されました。そこで伺います。府立両大学の課題を解決し、発展をはかるために、なぜ、府立であり続けることが駄目なのかについて、明確な答弁を求めるものです。

**【知事】**アウトソーシングについては、従来から2つの方向で進めている。一つは、地方公共団体として、より効率的・効果的に行政サービスを提供するために民間の活力やノウハウを活用するもので、例えば府としては庁舎の清掃や税の電算処理など業務委託を積極的に進めてきた。もう一つは、府民参画を実現し、府民本位の行政を担う手段の一つとして、NPO等との協働関係のもとに行われるもの。これは直接的な効率性を目指すものではない。前者は、民間の活力や競争原理を導入することにより効率的かつ効果的な府民サービスの向上が期待できる。もちろん「公」としてサービスの基準の徹底は必要だが、こうした民間活力により民間自身も競争によって磨かれていく中で、民間活力が京都の活性化にも貢献するのではと思っている。もちろん全てをアウトソーシングすると言っているのではなく、あとは調和の問題ではないかと思う。それから、例えば病院のように事業収入があるところでは、その採算性を明らかにしていくことは行政の責務だと思っている。それにより収支を明確にする中で、政策目的について府民に適切な選択をしていただける。府政は府民の税金で運営されているわけで、少しでも無駄を省く経営改善することは当然だし、こうした視点による府政運営を通じ、トータルとして府民サービスや府民満足の向上につなげていくことが真の行政責任だと思っている。

府立の両大学は、ともに100年を超える長い歴史の中で、多くの優秀な人材を輩出し、教育・研究・高度医療など府民の大切な機関として地域の発展に寄与してきた。従って今議会にも府立医科大学の府民の健康拠点としての機能増進を図るべく予算をお願いしている。なお、公立大学の法人制度は、単年度予算や公務員制度の特例をもうけ、第三者評価のもと、中期的に弾力的な運営を行うことにより課題解決を図り、将来にわたる発展を可能にしようとするもの。仮に府立の大学が公立大学法人化したとしても、出資や運営交付など京都府が設立する大学として京都府の責任にかわりはない。あくまで府立の大学は府立。

**【光永・再質問】**いろいろ答弁をいただいた。私はNPOとの協働も必要だと思うし、府政の改革も必要だと考えている。しかし、問題はその中身と方向だ。結局、その内容が住民発ではなくて、国発、あるいは総務省発、こういうことになったらダメなわけで、つまり具体的には、いろんなツールを使ってどんどんアウトソーシングをしていく、そのアウトソーシングの先に企業が儲けの対象にして参入してくる、それ以外のところは切り捨てられる。こういうことになったら困る。いわば、府民の生の暮らしを守るという視点が、今回の方向では私は欠落しているのではないかというふうに考えている。そこで、アウトソーシングで、住民の生の暮らしをどう守るのかということについて、その根拠を示してほしい。

あわせて、京都府として、企業や民間の参入には何らかの規制がされるのかどうか、お聞きしたい。

もう一点。府立の両大学については、先ほどの答弁は、直営で実施することももちろん検討するということなのか、これは確認したい。

**【知事】**少々質問の趣旨がわかりにくいところがあるが、民間に委ねるとすぐに住民の権利が侵害されるというのは、私は何か民間というものに対し、非常に不信感を持たれているように気がして、ちょっと趣旨がわからないが、私どもは基準を明確にして、評価をきちんとし、情報公開をしていく。そういうことでサービスの水準を維持していくことによって、民間の活力が増すことによって、これはやはり京都の活性化につながるのだと考えている。こういうことなどを通じ、きちんとサービス水準の維持については我々はもちろん全力を尽くしたい。

大学の公立法人化については、いま検討している最中だが、まあ京都大学は国立大学だと思うし、京都国立博物館も民間の民営化されたものではないので、あとはどういう形で、効率的に効果的に運営するのか、ツールをしっかりと選んで対応していきたい。

【前窪】まず、地震防災について質問します。

9月5日、紀伊半島沖と東海道沖を震源地とする震度5弱の地震が2度起き、府南部で最大震度4を記録しました。地震の規模はマグニチュード6、9、7、4と大きなもので、東南海・南海地震の想定震源域の近くで起こったことから、巨大地震への不安が高まっています。

## 府として、独自の調査・研究も行い、府南部が 東南海・南海地震の「防災対策推進地域」に指定されるよう、国に求めよ

【前窪】政府の中央防災会議は昨年12月、東南海・南海地震の「防災対策推進地域」に21都府県652市町村の地域を指定しました。奈良県の全市町村が推進地域に入っているのに比べ、京都では京都市だけが指定されました。宇治・城陽・長岡京など府南部ははずれ、市町村単位の防災対策推進計画が作られない「空白域」となりました。

京都府南部は、液状化や土砂災害の危険性が高い地域であることや、推進地域に指定された京都市と奈良県の間位置する地域だけに、なぜ推進地域の指定要件である「震度6弱以上」「一体的な防災体制の確保」などに該当せず、指定から外れたのか理解できません。

そこでお聞きします。

「府が独自に東南海・南海地震における府内の地震動予測を実施していれば、山城地域でも震度6弱の地域が出現していた可能性が高い」と専門化の指摘もある中、府として、独自の調査・研究も行い、府南部が東南海・南海地震の「防災対策推進地域」に指定されるよう、国に求めるべきだと考えますが、いかがですか。

【総務部長】 地震防災についてだが、東南海・南海地震にかかる防災地震対策地域については、国の中央防災会議に設置された東南海南海地震等に関する専門調査会において、国内の地震防災対策の専門家により、最新の知見を結集して検討された結果の震度想定等を基本として決定されたもの。この地域指定の際、公表された東南海南海地震による京都府にかかる被害予測は、死亡者数がわずかで、全壊家屋が1200棟というものであったが、京都府としては独自により大きな被害発生の可能性を視野に入れて、市町村、消防、警察等防災関係機関と充分連携をはかりながら、地震対策を進めている。

## 黄檗断層など府南部の活断層の調査を急げ

### 地震被害想定を、実際の地下構造や地震動記録を詳細に考慮したものに見直せ

【前窪】京都大学の入倉副学長は、今回の連続した地震の揺れ方をもとにした対策を、府や市など自治体に求めるとともに、「巨大地震の前には、内陸の活断層による地震が活発化することも知られている。京都でも近くで起きる直下型地震については注意が必要だ」と指摘しています。

琵琶湖西岸断層帯では30年以内に地震が発生する確率は最大9%と発表され、これまで調査された活断層の中で4番目に高い確率で、野島断層の大地震前までの発生確率8%より高く、いつ動いてもおかしくないとされています。また、城陽市から奈良県桜井市にかけての奈良東縁断層帯の地震発生率は最大5%で高い確率となっていますが、京都府域での調査は実施されていません。

西山断層系に続き、黄檗断層など府南部の活断層の調査を急ぐべきではありませんか。また、本府の地震被害想定を、実際の地下構造や地震動記録を詳細に考慮したものに見直すことが必要だと考えますが、いかがですか。あわせてお答え下さい。

【総務部長】活断層調査だが、地震の専門家により構成された京都府活断層調査委員会の協議を踏まえ、地元市町村の協力を得て西山断層系の亀岡断層について調査を実施してきた。今年度は、三峠断層、殿田断層、桎原断層について調査を実施している。活断層調査の今後の実施にあたっては、地震の専門家の意見を踏まえながら検討を進めていきたい。また、地震被害想定調査については、活断層調査の結果や国、研究機関等が実施した地下構造調査等の結果データ等の活用を検討しているところである。

## 市町村任せにせず耐震診断助成の実施自治体を広げよ 耐震改修助成制度をつくり、木造住宅の耐震補強を計画的に進めるべき

阪神淡路大震災では、家屋倒壊による圧死が直接死の70%を超えました。住宅の耐震化は犠牲者を減らす最も有効な対策です。滋賀県は、安全性の高い住宅の割合を県内で54%から70%に引き上げる計画「県地震防災プログラム」を今年3月に策定。今後10年間に3万7千戸の耐震診断受診、1,800戸の耐震改修支援を目標に掲げています。

府内で「新耐震基準」の1981年以前に建てられた戸建木造住宅は、約30万戸で半数は京都市内です。京都市は、木造住宅の耐震補強工事に、最高60万円まで助成する制度を、この9月からスタートさせました。

本府は、今年度から耐震診断助成を始めましたが、実施しているのは2自治体にとどまっています。市町村任せにせず耐震診断助成の実施自治体を広げると同時に、耐震改修助成制度をつくり、木造住宅の耐震補強を計画的に進めるべきと考えますが、いかがですか。

**【土木建築部長】** 住宅の耐震診断の推進についてだが、市町村への説明会、木造住宅耐震診断士の養成講座、府南部北部のそれぞれでの木造住宅耐診断推進フェアなどを通じて、市町村が耐震診断を事業化しやすい環境づくりを積極的に進めており、今後取り組む市町村が広がっていくと考えている。住宅の耐震改修助成については、全国的に見ても、現状の助成制度が必ずしも充分耐震改修に結びついていないのではないかと指摘もあり、京都府では、今年度、安価で簡便な耐震改修工法の調査検討を行なうこととしている。多様な工法の需要普及を含め、耐震改修の促進につながる方策について引き続き研究していきたい。

### 舞鶴市高潮問題

## 地域の実態に見合った対策を、舞鶴市とも連携し、早期に計画・実施せよ 吉原地区等のかさ上げ対策いつから実施するのか

**【前窪】** 次に、舞鶴市の高潮問題についてです。

今年も台風16号・18号による被害をはじめ、度重なる高潮被害が発生しています。府港湾課の資料では、今年5月から9月まで41回、延べ477戸が床下浸水、721ヵ所の道路が冠水し、過去の年間最高38回を上回りました。気象庁は、温暖化などで全国的にこの数年は、過去100年で最も潮位が高いと警告しています。

これまで、わが党は、現地調査も行い予算・決算委員会で取り上げるなど、抜本解決を重ねて求めてきました。昨年12月、わが党梅木議員の代表質問に対し、知事の答弁は、「舞鶴市が、個別住宅がかさ上げされた後に道路のかさ上げをする方針。その結果、順次成果が上がっている。住宅の浸水対策に対する支援として、府の住宅改良資金融資制度を改正した」という腰の引けたものでした。

今年の夏、党府議団・舞鶴市議団は高潮被害調査を行いました。吉原地区の高潮被害常習地帯の現場では、府土木事務所の説明を受け、地域住民の皆さんのご意見や要望を聞かせていただきました。府道沿いに住んでおられる方からは、「府は、現場を見に来るだけだ、早く何とかしてほしい」「車が通るたびに海水が家に入ってくる、家の中は湿気るし玄関の傷みも早い」など、切実な声が寄せられました。また、舞鶴市役所では、市としての取り組み状況を伺いました。市の建設部は、「市道・住宅のかさ上げをすすめてきている。府道のかさ上げをやれば一定効果があると思うので府に要望していく」との話がありました。

そこでお聞きします。

こんな状況をいつまでも放置していいはずはありません。被害地区ごとの調査を行い、道路・住宅のかさ上げ、フラップゲートや排水ポンプ、樋門の設置など地域の実態に見合った対策を、舞鶴市とも連携し、早期に計画・実施すべきだと考えますが、いかがですか。

吉原地区等の道路冠水による2次被害対策では、昨日、やっと国道・府道のかさ上げに着手する旨、答弁されました。今回、地元の要望を踏まえと答えられましたが、被害を受け続けてきた隣接の皆さんは長年

要望し続けてこられたのです。今日か明日かと待っておられます。いつから着手されるのか、その見通しを伺います。

**【土木建築部長】**舞鶴市における高潮対策だが、これまでから申し上げているとおり、まちづくりの主体である舞鶴市において、地域の実態調査を踏まえた効果的かつ現実的な対策として、公的融資制度も活用した住宅のかさ上げと道路のかさ上げによる対策を講じてきたところであり、その結果、過去8年間に約5.3kmの道路のかさ上げが進むなど、着実に効果があらわれていると考えている。府としても国道177号線のかさ上げについては、すでに地元調整に入っているところである。吉原地区の府道については、昨日千歳議員にお答えしたとおり、今回の地元の総意としての要望も踏まえ、今後舞鶴市とも協調し、早期に地元調整をおこない、沿道の皆様方の理解をいただきながら、道路かさ上げに着手していきたい。

## 住宅のかさ上げ対策を公的事業として促進すべき

**【前置】**住宅のかさ上げでは、知事の言う「住宅改良資金融資制度」は利用されていますか。融資制度だけで、あとは住民次第という姿勢では、浸水対策は進みません。「家のかさ上げといっても、建て替えも伴う、年を取りそんな力はない」とてもないなどが現実の声です。由良川下流部改修事業では、舞鶴市域などで住宅のかさ上げを事業化しています。この際、住宅のかさ上げ対策を公的事業として促進すべきではありませんか。お答え下さい。

**【土木建築部長】**住宅のかさ上げ対策についてだが、住宅改良資金融資制度においては、これまで4件の実績があり、平成15年8月に新たに敷地のかさ上げや止水壁を設ける工事等を融資対象にした。府としても、今後とも本事業をいっそう活用していただけるよう舞鶴市と連携しながらPRにつとめたい。

## 大型店の出店計画 影響の実態把握のため、まず府として調査を実施すべき 影響評価の義務づけ、商業活動の調整を含む「まちづくり条例」を作る権限を認めることなどを、府として強く国に求めるべき

**【前置】**次に、大型店問題、商店街の振興対策についてお聞きます。  
小泉内閣は、我が国の経済が長期停滞を脱したとしています。しかし、その実態は、一部の大企業中心の回復であり、中小企業の経営環境は依然と厳しい状況が続いています。  
とりわけ厳しい状況のひとつが、中小商店、商店街などの小売業です。1999年から2002年の間に京都の事業所数は、9、5%減少しています。しかも、わずか1%台の従業員50名以上の大型店が、年間商品販売額の34%を売上げる一人勝ちです。  
中小商店、商店街は、お年寄りの皆さんも気軽に歩いて買い物ができるなど、住民生活に必要な利便を提供し、収益の地域還元や地元雇用の確保など、地域経済を支えるという面でも大きな役割を果たしています。

しかし、近鉄高の原駅前のイオン、精華町光台へのユーストア、八幡市のイズミヤ、麒麟京都工場跡地開発など、超大型スーパーの出店計画が相つぎ、私どもが掌握しているだけでも14施設、約30万平米に上ります。このままでは、京都の小売業は、取り返しのつかないダメージを受けることになってしまいます。

一方、これらの出店計画に反対する取り組みが、各地で動き出しています。プラント野田川店とケーズデンキが出店を計画している与謝地域では、周辺の5つの商工会議所・商工会などが独自に影響度調査を実施し、知事に意見書を提出されました。また、宮津、岩滝、伊根の議会で出店反対を求める知事宛の意見書が採択されました。9月9日には、高の原駅前の「イオン出店を考える会」のみなさんが、知事にイオンなどへの指導を求める要望をされました。また、9月14日には、中京区の西新道錦会商店街のみなさんが、スーパーマツモトの出店に対し、「商調法」に基づく調査の「申し出」を知事にされました。

そこでお聞きます。

現在、明らかになっている大型店の出店計画が、地域の中小商店・商店街の経営と雇用に与える影響は計り知れません。実態把握のため、まず府として調査を実施すべきと考えますが、いかがですか。

今の「大店立地法」は、需給調整を行えません。国は大店法の廃止に際し、大店立地法、中心市街地活

活性化法、改正都市計画法の「まちづくり3法」で中心市街地や、商店街が守れるかのように言ってきました。府も、「大規模小売店舗立地審議会の意見をふまえるなど、公正かつ適切な対処に努めている」としてきました。しかし、その後の事態を見れば、3法の無力さは明らかです。大店立地法の見直しを求める声の高まりは当然のことです。

そこで、「大店立地法」の見直しに向け、出店による影響評価の義務づけや、地方自治体が独自に商業活動の調整を含む「まちづくり条例」を作る権限を認めることなどを、府として強く国に求めるべきではありませんか。お答え下さい。

**【商工部長】** 大型店の出店問題についてだが、大型店の出店の影響については、地元のまちづくり計画等と密接に関連する問題であり、これまでから必要に応じ、商工会等が行なう調査に対し支援を行ってきた。大店立地法については、現在、国において指針の見直しやまちづくりに関する今後の進め方を見直しが進められており、府としても地方の自主性や独立性が反映されるよう国に要望しているところである。

## 「小売商業調整特別措置法」に基づく 「調査」「調整・斡旋」の申し出の対処は

**【前達】** また、「小売商業調整特別措置法」に基づく「調査」「調整・斡旋」を求める申し出に対し、中小商店・商店街が、その役割を今後も発揮し続けられるよう、大型店の出店計画に厳正に対処されることが必要だと考えます。決意をお聞きかせ下さい。

**【商工部長】** 小売商業特別調整法については、「大企業者が特定の物品販売事業を開始することなどにより、中小小売業者との間で生じる紛争解決等のための緊急避難的措置を規定したもので、大規模小売店舗の出店調整を行なう法律ではない」という国の見解であるが、法律の主旨にのっとり適切な対応をしていきたい。

## 高の原駅前のイオン進出計画 府が出店影響を十分に調査、必要な指導を

**【前達】** 高の原駅前へのイオン進出計画ですが、これは京都府も出資する「関西文化学術研究都市センター株式会社」が建物を造り、キーテナントとしてイオンが出店するものです。府が地域の住環境・教育環境の破壊、周辺中小商店の経営を直撃する、超大型店の出店に関わることは許されません。府として出店の影響を十分に調査し、必要な指導を行うべきではありませんか、お答え下さい。

**【商工部長】** 学研都市センターについては、地域住民の福祉と利便性の向上に寄与することを目的に商業施設等の整備に取り組まれているところであり、府としては、あくまで地域の発展とまちづくりの推進をはかるという立場に立ち、地元市町村の意見を充分尊重しながら対応していきたい。

## 宇治橋通り商店街の振興を 大型店出店への指導、高さ制限ができる地区指定でのマンション規制など、 街づくりや景観に配慮した誘導策を 商業サイドからの積極的支援を

**【前達】** 私の地元宇治市でも、相つぐ大型店の進出などで1999年から2002年の間に小売業は、149事業所、9、1%減少し、危機的な状況が進行しています。そんな中、かつて山城地域の中心的な商店街として繁栄してきた「宇治橋通り商店街」の賑わいを少しでも取り戻そうと、さまざまな取り組みが、若手経営者を中心に進められています。その決め手として、商店街通りとなっている府道宇治淀線の抜本的な改良があります。

これまで府土木事務所と地元が連携して、府の公募に応じた市民、地元の商店主、学識経験者など65人で構成する「安全で快適な宇治橋通りをめざす会」をつくり改善策を探ってきました。そして、商店街の活性化、観光客の誘致策として、段差がない石畳風の歩道設置、電柱の地中化、カラー舗装化など、整備基本計画の素案がまとめられました。今回の素案を受けて「宇治橋通り整備検討委員会」は、昨日最終的な基本計画案をまとめられ、近く府に提出する運びと伺っています。

そこでお聞きします。

こうした努力が行われている最中に「ホームセンター・コーナン」の進出、新たなスーパーの進出計画、高層マンションの建設計画などが相つぎ、住民と行政が積み上げてきた努力をないがしろにしようとしています。府として、宇治市と連携し、大型店出店への指導、高さ制限ができる地区指定でのマンション規制など、街づくりや景観に配慮した誘導策を講じるべきと考えますが、いかがですか。また、府道の改良について今後の方向をお示し下さい。

さらに、魅力ある宇治橋通り商店街づくりに対して、経営意識の向上、店舗デザイン、空き店舗活用、駐車場・駐輪場の整備など、ハード、ソフト両面から「商店街振興組合」などの要望に応え、商業サイドからの積極的な支援が必要だと考えますが、いかがですか。

**【商工部長】**宇治橋通りについてだが、まちづくりについては、景観形成や高さ規制も含めて、基本的には市町村が中心になって主体的に取り組む課題であり、宇治市においては都市景観条例を制定し、歴史的環境に調和した優れた都市景観の形成をはかるため、積極的に取り組まれている。なお、大店立地法の届出が提出されている案件については、法にもとづき公正かつ適切な対処を行っていききたい。府道宇治淀線の整備については、商店街をはじめ住民参加によるワークショップを設け、歩車共存道路の整備を進めていくこととしている。宇治橋通りの商店街の活性化については、今後とも宇治市や商工会議所とともに連携し、対応していきたい。

## 府地方労働委員会労働者委員の任命

### 公正・公平な労働者委員の任命を 今回の任命を撤回し、やり直しを

**【前置】**次に、府地方労働委員会労働者委員の任命について伺います。

本年6月25日、第39期京都府地方労働委員会労働者委員5人の任命が行われました。今回の任命は、山田知事が京都府知事に就任して初めての全面改選となるもので、これまでの連合京都独占という、不正常な状態の是正が強く求められていたものです。しかし、今回もまた京都総評排除、連合京都独占の任命を行いました。

2002年秋に発覚した連合京都の政治団体「きょ一と連合」の政治資金虚偽報告と所得税不正還付事件では、連合京都推薦の労働者委員全員が関わっていたことは、記憶に新しいことです。知事は、「出身組合や推薦組合の利益代表でなく、経歴など総合的に判断している」などと言い訳を繰り返してきましたが、任命権者の責任が厳しく問われました。

しかも、山田知事は、事件で辞任した後の補充委員も、全面改選の今回も、連合京都推薦の委員に固執するなど、重大事件を不問にする任命をおこない、1989年秋の任命以来8期連続、15年間も京都総評を排除し続けているのです。

去る9月21日京都総評は、不当任命の取り消しを求め京都地裁に提訴しました。1991年の裁判では、裁判長が京都府に対し事実上の和解勧告を行い、府と京都総評の和解交渉で、当時の加藤労働部長が「訴訟が取り下げられ和解が成立することは、大きな状況の変化と考える。京都総評の賢明な判断に敬意を表するとともに、京都総評の強い要望については京都府として受け止めてまいりたい」と是正の方向を表明し、京都総評が訴訟を取り下げた経緯があります。しかし、府が約束を反故にし続けてきたために、今回再度の提訴に至ったものです。

地方労働委員会の任命手続きについて、昭和24年7月27日付労働省通牒第54号は、「委員の選考に当たっては、系統別組合員数に比例すること」と法律の主旨の徹底を求めています。また、2002年、2003年の2回、ILOは日本政府に対して、「すべての代表的な労働組合組織に、公平で平等な待遇を与えるために適切な措置を講じる」ことを勧告しました。さらに、昨年7月の福岡地裁の判決では、「県労連の推薦者を排除したのは、知事の裁量権を逸脱している」と明確に断じています。

最近では、東京、大阪、高知、埼玉、和歌山に続き長野、千葉、宮城で県労連推薦の委員が相ついで任命され、不正常な事態が正されてきています。

京都の労働運動は、京都総評約7万人、34、5%、連合京都約10万人、49、5%と大きく分けて二つのローカルセンターが存在し、全国的に最も勢力が均衡した状態で活動しています。

京都でこそ、その実態にふさわしい公正・公平な労働者委員の任命を行うべきではありませんか。また、裁判に訴えられるという不名誉な事態を打開するためにも、今回の任命を撤回し、当事者責任で任命のやり直しを求めるものです。いかがですか、お答えください。

**【知事】** 地方労働委員会の労働者委員の任命についてだが、地方労働者委員会は、公益、労働者、使用者代表する同数の委員で構成される行政委員会であり、公正な立場で労使関係の安定あるいは紛争の迅速円満な解決をはかるもの。これまでから、委員の方々には全力で公正な活動をしていただいております。今回の委員の選出に当たっても、公、労、使それぞれの立場から労使紛争の円滑な解決に積極的に活動願える方を、さる6月25日、15名任命したところである。この中で、労働者委員については、労働組合法の規定にもとづき、推薦された候補者の中から、経歴などを総合的に判断して、労働者全体の利益を代表して活動願える最適任の方を任命させていただいた。